



平成18年5月23日

各 位

会社名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中 昭廣
(コード番号 5204 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 杉 一彦
(TEL 0587-37-2111)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、「誠実・努力・創造」を社是として掲げ、次の経営理念を業務運営の基本方針とする。

【経営理念】

- ① 信用を第一に心がけ社内外の信頼を得る
- ② 企業は人なりの理念で人材の育成に努める
- ③ 最高の品質を求め絶えず新技術を開発する
- ④ 革新と創造に満ちた永続的発展をつづけ社会に貢献する

また、企業としての社会的責任を果たし、社会からの信頼に応えていく企業であることを目指し、社員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるように基本的な行動指針を定める。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長が指名し監査役会の同意を得た取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

- ② コンプライアンスの推進については、コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス行動基準を制定し、役員及び社員以下全ての関係者にコンプライアンスカードを配布し、法令及び定款遵守をあらゆる職務執行の前提とすることを徹底する。
- ③ コンプライアンス体制の機能向上と問題点の把握に努め、研修・教育の充実を図ることとする。また、コンプライアンス違反行為を発見した場合に相談・通報する体制を整える。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の業務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程、その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、文書取扱規程により常時これら文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営に係るリスクをトータルに把握し、分析、評価し、適切なリスク対応を行うためリスク管理規定を定め全社的なリスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長はリスク管理委員会を設置し、担当取締役をその委員長に任命する。
- ③ リスク管理委員会は、全社的なリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。各部門は、基本方針に従いリスク管理体制を整備し、内在するリスクの把握、分析、評価のうえ、適切な対応を実施する。
- ④ リスク管理委員会は、当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合の手続き等、危機管理体制を見直し、発生したリスクの損害の拡大防止と損失の最小化を図る。
- ⑤ 内部監査部門は、リスク管理の状況を監視し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、中期経営計画を基本として毎期・カンパニー毎の業績目標を定める。

- ② 業績目標を達成するため、各カンパニーに執行役員を配し、その職務権限と担当業務を明確にし、職務の効率化を図る。
- ③ 取締役会、経営会議及びカンパニー社長会において、業務の執行及び施策の実施等について審議、意思決定を行う。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社における業務執行の適正性と効率性を確保するため、カンパニー社長会を通して、当社の業務運営の基本方針、コンプライアンス等に関して周知徹底を図る。また、当社及びグループ会社の重要事項等について、カンパニー社長会において報告、協議、決定を行う。
- ② グループ会社管理規程を定め、当社と一体となったコンプライアンス、リスク管理体制を充実し、情報の共有化と経営の効率化を確保する。また、内部監査部門が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社及び当社の取締役に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、監査役を補助する使用人は、監査役の要請により都度、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
- ② また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は、監査役会の同意を得た上で決定することにより、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 監査役が取締役及び使用人から定期的に職務の執行状況の報告を受ける体制のほか、業務又は業績に影響を与える重要な事項については都度報告を受けることができる体制を整備する。
- ② 監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会は定期的に代表取締役、監査法人と意見交換会を開催することのほか、関係部署が監査役の業務を補助する。

以上